

四日市市告示第163号

四日市市狭小宅地改善支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智広

四日市市狭小宅地改善支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市狭小宅地改善支援補助金交付要綱（平成28年四日市市告示第147号）の一部を改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="197 857 826 947">四日市市狭小宅地改善<u>及び同居等</u>支援補助金交付要綱</p> <p data-bbox="252 1032 352 1066">(目的)</p> <p data-bbox="197 1093 826 1776">第1条 この要綱は、密集市街地における安全安心な住環境の形成並びに<u>同居等による子育て及び介護環境の向上</u>を図るとともに、本市への定住促進を図ることを目的として、宅地の敷地増しを行い定住する者に対し、予算の範囲内でその登記費用等の敷地増しに係る手続経費の一部を補助することに関し、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="252 1861 456 1895">(用語の定義)</p> <p data-bbox="197 1921 826 2011">第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め</p>	<p data-bbox="852 857 1481 947">四日市市狭小宅地改善支援補助金交付要綱</p> <p data-bbox="906 1032 1007 1066">(目的)</p> <p data-bbox="852 1093 1481 1720">第1条 この要綱は、密集市街地における安全安心な住環境の形成を図るとともに、本市への定住促進を図ることを目的として、<u>狭小宅地</u>の敷地増しを行い定住する者に対し、予算の範囲内でその登記費用等の敷地増しに係る手続経費の一部を補助することに関し、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="906 1861 1110 1895">(用語の定義)</p> <p data-bbox="852 1921 1481 2011">第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め</p>

るところによる。

(1)から(2)まで (略)

(3) 同居等 世帯の内に0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもがいる世帯又は夫婦のいずれか一方が満40歳未満の世帯が、敷地増しを行った土地に、その親世帯と同居若しくは近居することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、第8条の規定による交付申請時点において現に居住し、かつ所有権を有している者又はその世帯員として定住する者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 四日市市子育て・若年夫婦世帯の近居支援補助金交付要綱(令和2年四日市市告示第 号)による補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象の土地)

第4条 補助金の対象となる土地は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) (略)

(2) 次に掲げる要件のいずれかを満た

るところによる。

(1)から(2)まで (略)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、第8条の規定による交付申請時点において現に居住し、かつ所有権を有している者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1)から(3)まで (略)

(補助対象の土地)

第4条 補助金の対象となる土地は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) (略)

(2) 次に掲げる要件のいずれかを満た

すものであること。

ア 補助対象者が居住する土地に隣接する土地を取得し敷地増しを行い、 165 m^2 以上の敷地面積とするものであること。

イ (略)

ウ 補助対象者が居住する未接道の土地に隣接する土地を取得し敷地増しを行うことでその解消が図られ、 165 m^2 以上の敷地面積とするものであること。

(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、同居等を行う場合の補助金の対象となる土地は、前項第2号及び第3号に掲げる要件を満たすものとする。

(補助対象の区域)

第5条 補助金の交付の対象となる区域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2号に規定する市街化区域(以下「市街化区域」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の要件を満たす補助金の交付の対象となる区域は、別表1の区域における市街化区域とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、四

すものであること。

ア 補助対象者が居住する 165 m^2 未満の土地に隣接する土地を取得し敷地増しを行い、 165 m^2 以上の敷地面積とするものであること。

イ (略)

ウ 補助対象者が居住する未接道、若しくは異形の土地に隣接する土地を取得し敷地増しを行うことでその解消が図られ、 165 m^2 以上の敷地面積とするものであること。

(3) (略)

(補助対象の区域)

第5条 補助金の交付の対象となる区域は、別表1の区域における都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2号に規定する市街化区域とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の要件を満たす補助金の交付の対象となる区域は、別表1の区域における市街化区域とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとするときは、四日市市狭小宅地改善支援補

日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 世帯全員 （同居等を行う世帯全員を含む）の住民票（発行日から3月以内のもの）
- (3) 世帯全員 （同居等を行う世帯全員を含む）の市町村税の滞納がないことの証明書（発行日から3月以内のもの）
- (4) 同居等を行う世帯が申請者世帯と親子関係であることを証する書類
- (5) 敷地増しに係る手続の見積書等の写し等手続きの内容がわかる書類
- (6) 誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、交付を決定し、四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるとき

助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 世帯全員の住民票（発行日から3月以内のもの）
- (3) 世帯全員の市町村税の滞納がないことの証明書（発行日から3月以内のもの）
- (4) 敷地増しに係る手続の見積書等の写し等手続きの内容がわかる書類
- (5) 誓約書
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、交付を決定し、四日市市狭小宅地改支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるとき

は、条件を付することができる。

(補助金交付変更の申請等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「決定者」という。)が、敷地増しに係る手続の内容、経費の配分その他事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするとき、又は敷地増し手続を中止しようとするときは、あらかじめ四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金変更交付申請書(第3号様式)にその内容が確認できる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 (略)

3 市長は、第1項の補助金変更交付申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めたときは、第9条による決定を変更し、四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金変更交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知する。

(実績報告書)

第12条 申請者は、敷地増しの手続が完了したときは、速やかにかつ当該年度の3月20日までに、四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金実績報告書(第5号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

は、条件を付することができる。

(補助金交付変更の申請等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「決定者」という。)が、敷地増しに係る手続の内容、経費の配分その他事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするとき、又は敷地増し手続を中止しようとするときは、あらかじめ四日市市狭小宅地改善支援補助金変更交付申請書(第3号様式)にその内容が確認できる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 (略)

3 市長は、第1項の補助金変更交付申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めたときは、第11条による決定を変更し、四日市市狭小宅地改善支援補助金変更交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知する。

(実績報告書)

第12条 申請者は、敷地増しの手続が完了したときは、速やかにかつ当該年度の3月20日までに、四日市市狭小宅地改善支援補助金実績報告書(第5号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

<p>(補助金の額の確定)</p> <p>第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合において、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、四日市市狭小宅地改善<u>及び同居等</u>支援補助金交付確定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(補助金の請求)</p> <p>第14条 申請者は、前条の確定通知を受けた場合は、速やかに四日市市狭小宅地改善<u>及び同居等</u>支援補助金支払請求書(第7号様式)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。</p>	<p>(補助金の額の確定)</p> <p>第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合において、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、四日市市狭小宅地改善支援補助金交付確定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(補助金の請求)</p> <p>第14条 申請者は、前条の確定通知を受けた場合は、速やかに四日市市狭小宅地改善支援補助金支払請求書(第7号様式)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第1号様式から第7号様式までを次のように改める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(都市整備部都市計画課)